

議案第59号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改める。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------------------------|
| (給与の口座振替の方法による支払) 第25条の4 略 | (給与の口座振替の方法による支払) 第25条の4 略 |
| <u>(給与からの控除)</u> <u>第25条の5 職員の給与の支給に際しては、</u> <u>その給与から次に掲げるものの額に相当す</u> <u>る額を控除することができる。</u> <u>(1) 保育所に勤務する職員の給食費</u> <u>(2) 三朝町職員共済会の会費、積立金及</u> <u>び償還金</u> <u>(3) 財団法人鳥取県市町村職員互助会の</u> <u>掛金及び償還金</u> <u>(4) 鳥取県市町村職員共済組合、財団法</u> <u>人鳥取県市町村職員互助会及び三朝町職</u> <u>員共済会が行う福利厚生事業に係る実費</u> <u>弁償金及び購買代金</u> <u>(5) 鳥取県市町村職員共済組合が取り扱</u> <u>う月額貯金</u> <u>(6) 鳥取県市町村職員共済組合、鳥取県</u> <u>町村会、法第52条の規定に基づき職員に</u> | |

よって組織された職員団体（以下「職員団体」という。）三朝町職員労働組合及び有限会社鳥取市町村厚生が取り扱う保険の保険料及び共済掛金

(7) 中国労働金庫の積立金及び償還金

(8) 職員団体の組合費

(9) 第1号から前号までに掲げるもののほか、給与から控除するものとして、当該職員の申出又は承諾を受けたものであって、町長が当該事項について承認したものに係る額

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。